

埼玉県南部保健所における

新型インフルエンザ等対策の取組について

1 経緯

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、それに基づき平成26年1月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成された。

以後、地域の状況に応じた対策等を協議するとともに関係者間での情報共有、訓練の実施、研修会の開催等を通じて地域での連携強化等を図る取組を実施している。

平成30年4月1日、川口市の中核市移行に伴い、「埼玉県南部保健所」に変わり、所管区域は蕨市と戸田市となった。

これに伴い、昨年度から、埼玉県南部保健所管内感染症担当者連携会議を設け、管内の連携強化の取組を実施した。

2 実施内容

会議・研修等 日 時	参 加 機 関	内 容
南部保健所管内 感染症担当者連携会議1 令和元年10月8日	・保健所 ・市 ・新型インフルエンザ専用外来 協力医療機関、入院医療機関及 び感染防止対策加算2医療機 関	(1)情報共有(管内感染症発生状況、麻し ん発生時の対応について) (2)感染症発生時の連絡手段の確認
新型インフルエンザ 連絡訓練 令和元年11月8日	・厚生労働省・埼玉県・保健所 ・新型インフルエンザ専用外来 協力医療機関及び入院医療 機関	(1)メールを用いた連絡訓練
防護服着脱訓練 ①令和元年12月20日 ②令和元年12月24日 ③令和元年12月29日	・保健所 ・市(保健・危機管理部門) ・消防署職員 (①③は保健所のみ)	(1)防護服着脱(実習) ②講師：アゼアス(株)
南部保健所管内 感染症担当者連携会議2 令和2年2月19日	・保健所 ・市(保健・危機管理部門) ・消防署職員 ・新型インフルエンザ専用外来 協力医療機関及び入院医療 機関	(1)講義「COVID-19(新型コロナ) 感染症の現状と対策 SARS, MERS とCOVID-19」 講師：大東文化大学教授 中島一敏先生 (2)情報共有(新型コロナウイルス感染症 の各機関の対応について)

3 その他

次年度も引き続き、会議や研修会にて情報共有及び連携強化を実施していく。